

どのような組織の具体的なあり方が、消費者行政の体制強化につながるのか。また、そのあり方において、「政府から独立した法人」との考え方の趣旨はどのように活かされているのか。

（独）国民生活センター、内閣府本府、消費者庁における人事権、指揮監督権について

	（独）国民生活センター	内閣府本府の機関	消費者庁の機関
任免権	<p>○<u>理事長、監事：内閣総理大臣が任命</u> （独立行政法人通則法 20 条 1 項、2 項、23 条）</p> <p>○<u>その他の役員、職員：理事長が任免</u> （同法 20 条 3 項、23 条、26 条）</p>	<p>○<u>内閣総理大臣が職員を任免</u> （国家公務員法 55 条、58 条、61 条）</p> <p>※施設等機関や特別の機関を置く場合の当該機関の職員の任免を含む ※内閣府本府職員のうち、係長以下の任免権を内閣官房長官へ委任</p>	<p>○<u>長官：内閣総理大臣が任免</u> （国家公務員法 55 条、58 条、61 条）</p> <p>○<u>その他の職員：長官が任免</u> （同法 55 条、58 条、61 条）</p> <p>※施設等機関や特別の機関を置く場合の当該機関の職員の任免を含む</p>
指揮監督権	<p>○<u>主務大臣の法人に対する関与事項は法令で定めるものに限定</u> （主務大臣の主な関与事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中期目標の指示</u>（独立行政法人通則法 29 条 1 項） ・<u>中期計画の認可</u>（同法 30 条 1 項） ・<u>中期目標期間終了時の組織及び業務の全般にわたる検討</u>（同法 35 条 1 項） ・<u>違法行為等の是正措置の要求</u>（同法 65 条 1 項） <p>○<u>理事長は法人の業務を総理</u>（同法 19 条 1 項） ※「総理」…その法人の所掌事務をつかさどり、かつ、総合し、おさめること</p>	<p>○<u>内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員のサービスを統督</u> （内閣府設置法 7 条 1 項）</p> <p>※「統括」…行政機関の長等が、その所掌の下にある行政事務をすべつ、締めくくること ※「統督」…すべおさめ、かつ、監督すること</p> <p>※内閣府本府の特別の機関、施設等機関も統括の対象</p>	<p>○<u>内閣総理大臣は、内閣府の事務を統括し、職員のサービスを統督</u> （内閣府設置法 7 条 1 項）</p> <p>※消費者庁の特別の機関、施設等機関も統括の対象</p>
		<p>○<u>内閣官房長官は、内閣府の事務を統括し、職員のサービスを統督</u> （同法 8 条 1 項）</p> <p>※内閣官房長官は、特命担当大臣の掌理する事務等を除き、事務の統括権を有する</p> <p>※内閣府本府（特命担当大臣の掌理する事務等を除く）の特別の機関、施設等機関も統括の対象</p>	<p>○<u>内閣官房長官は、職員のサービスを統督</u>（同法 8 条 1 項）</p>
		<p>○<u>特命担当大臣は、属せられた事務を掌理</u>（同法 9 条 1 項）</p> <p>※「掌理」…一定の事務をつかさどり、これをおさめること ※消費者庁及び消費者委員会の事務は、特命担当大臣が掌理（同法 11 条の 2）</p> <p>※内閣府本府の特別の機関、施設等機関も掌理の対象</p>	<p>○<u>特命担当大臣は、属せられた事務を掌理</u>（同法 9 条 1 項）</p> <p>※消費者庁及び消費者委員会の事務は、特命担当大臣が掌理（同法 11 条の 2）</p> <p>※消費者庁の特別の機関、施設等機関も掌理の対象</p>
		<p>○<u>事務次官は、府務を整理し、内閣府（宮内庁、大臣委員会等、金融庁及び消費者庁を除く。）の各部局及び機関の事務を監督</u> （同法 15 条 2 項）</p> <p>※「監督」…ある人またはある機関が、他の人又は他の機関の行為について、その行為がその人又は機関の遵守すべき義務に違反することがないかどうか、又はその行為の目的を達成するのに不適當でないかどうかを監視し、必要に応じて指示命令等を行うこと。</p> <p>※内閣府本府の特別の機関、施設等機関も監督の対象</p>	<p>○<u>長官は、消費者庁の事務を統括し、職員のサービスを統督</u> （同法 58 条 1 項）</p> <p>※消費者庁の特別の機関、施設等機関も統括の対象</p>
	<p>○<u>内閣府審議官は、内閣府本府の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理</u>（同法 16 条 2 項）</p>	<p>○<u>次長は、長官を助け、庁務を整理</u> （同法 61 条 1 項）</p>	

注) いわゆる「政府から独立した法人」については、「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ（平成 23 年 12 月 6 日）において、「政府から一定の独立性を保ちつつ国が責任をもって運営費を措置する法人形態であり、かつ独立行政法人の整理合理化の路線から外す扱いとされるもの」とされている。